

テラサワ トモコ

寺沢 知子

法学部・教授

博士(法学)／大阪大学

主な研究業績

- 未成年者への医療行為と承諾(1)～(3)、民商法雑誌 106巻5号:655・677、106巻6号:799・824、107巻1号:56・69、1992.
- 「承諾能力」のない人への治療行為の決定と承諾、國井和郎先生還暦記念論文集「民事法学の軌跡と展望」:453・473、2002.
- 同意能力のない人への医療行為の決定と家族の利益、実践成年後見16号:1・30、2006.
- 高齢者医療とインフォームドコンセント「インフォームド・コンセントと医事法」(信山社)pp217～236
- カナダにおける同意能力がない成年者への医療行為と決定 実践成年後見40号 pp38～47 2012年1月
- 後期高齢者に対する医療行為の決定と同意について—京都府医師会所属医師への質問紙調査から得られたこと— 産大法学46巻1号 2012年7月

研究テーマ

承諾能力のない人への医療行為の決定

概要

医療行為を受けるか受けないかを本人自身が決定するものであることは、自己決定権の尊重の観点からも医療行為の違法性阻却の観点からも学説判例において認められているところである。問題は、幼児や強度の精神障害(認知症も含む)により決定するための判断能力を欠いた人は自ら決定することが出来ないことである。幼児の場合は、通常は監護権を有する親権者・親が当該幼児の保護を図るべく、幼児への医療行為に対して承諾をすることが認められている。もっとも、幼児虐待が問題となっている昨今、本当に「親」の承諾で医療行為を行ってよいかは問題となるところである。

さらに、認知症に罹患した高齢者など成人の場合は、その身上監護の問題に合わせて、成年後見法では解決の出来ない困難かつ喫緊の問題がある。私は、承諾能力のない人の保護のために第三者が承諾をするべきであると考えて、「監護権」をキーワードにして、保護の制度を構築するべきであると主張しているが、成年後見人に医療同意権を与えようとする考え方があるなど、法学者の間でさえ、いまだ意見の一致をみていない。しかも、医学側の認識と法学側の認識は非常に異なっており、現実には、特に高齢者の終末期医療については、医療現場の個別の判断に委ねている。

このように、法学の視点、医学の視点、さらには介護や経済の視点から、総合的に考量すべき問題として、医療行為の決定の問題は浮上しており、これを現在の研究課題とし、医療現場の意識を探るために京都府医師会の協力を得て質問紙調査を行うなど、学際的な共同研究を目指している。